

平成 30 年度 小矢部市臨時職員登録者募集要項

平成 30 年度の臨時職員の任用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

- 1 応募要件 ①年齢：平成 30 年 4 月 1 日現在 年齢満 18 歳以上の方
②資格：職種によっては免許又は資格が必要な場合があります。
詳しくは「平成 30 年度小矢部市臨時職員募集職種一覧表」をご覧ください。
- 2 応募方法 下記の提出書類を市役所総務課に直接ご持参ください。(郵送不可)
提出された時点で登録となります。
【提出書類】①「小矢部市臨時職員登録申請書」(1部)
②「履歴書」(市指定)(1部)
③ 免許又は資格を証する書類の写し(1部)
(※免許又は資格を必要とする職種のみ)
- 3 勤務条件等 「平成 30 年度小矢部市臨時職員募集職種一覧表」参照
- 4 受付期間 随時受け付けいたします。
ただし、平成 30 年 4 月からの任用は、平成 30 年 2 月 15 日(木)までに申請された方とします。
- 5 登録期間 登録期間は、書類提出日から平成 31 年 3 月 31 日までです。
*提出書類に変更が生じたときは、再度ご提出ください。
*登録を取り消す場合は、その旨を総務課までご連絡ください。
- 6 登録・試験 ①応募された方は、各職種の臨時職員登録名簿に登載されます。
②平成 30 年 4 月任用については、2 月下旬に試験を実施する予定です。
名簿登載者の中から書類選考のうえ、別途試験案内いたします。
③年度途中に欠員が生じた場合は、随時、名簿登載者に試験案内いたします。
④任用する人数が限られておりますので、登録された場合でも試験案内を行わない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 7 任用期間 6 ヶ月単位。ただし、1 回に限り更新があります。
能力等を考慮して改めて任用することがあります。
- 8 注意事項 臨時職員として任用されると地方公務員法の規定に基づく守秘義務が適用されます。職種・職務内容によっては、プライバシーに関する事柄を取り扱う場合がありますので、勤務される場合は十分にご注意ください。

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は登録できません。

【地方公務員法第16条（参考）】

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③小矢部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

9 問合せ先 <<登録に関する問合せ>>

小矢部市総務部総務課

TEL 67-1760（内線241）

<<勤務条件・勤務内容に関する問合せ>>

「平成30年度小矢部市臨時職員募集職種一覧表」に記載されている担当課

津沢コミュニティプラザ TEL 61-2270

稲葉山牧野 TEL 67-2607

社会福祉課 TEL 67-8601

こども課 TEL 67-8603

健康福祉課 TEL 67-8605

市民図書館 TEL 67-2056

学校給食センター TEL 68-1239

上記以外は TEL 67-1760 の担当課（内線）

◎ 登録から任用までの流れ ◎

<<平成30年4月任用の場合>>

2月15日まで

臨時職員登録申請書等を
総務課へ提出（登録完了）

2月下旬

名簿登載者の中から選考し、
担当課が試験日程等を文書で
通知

3月上旬

試験（面接又は書類審査）

採
否
通
知

※任用されなかった場合でも、名簿登載者として引き続き登録されます。